

平成19年度第1回岐阜県安全・安心まちづくり懇談会概要

日 時： 平成19年9月11日(火) 13:30~16:00
場 所： 岐阜県県民ふれあい会館4階 404会議室
テーマ： 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」について
(1) これまでの取組状況の報告について
(2) 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の考え方について
(3) 条例制定にあたっての論点について
各取組主体の役割と連携について
防犯上の指針の策定について
実施計画について
犯罪被害者等への支援について

会長

- ・まず、事務局からの説明((1) これまでの取組状況の報告について、(2) 「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の考え方について)に対してご意見・ご感想を伺いたい。
その上で安全・安心まちづくり条例(仮称)の制定に向けて、何を論点として、更に県民との意見交換を行っていくか、という話題に移りたいと考えている。
- ・まず第1回目のワークショップの成果、そこで明らかになった論点、アンケートの結果等を踏まえてご質問等があればいただきたい。

委員

- ・様々な意見が出ており、ワークショップは大成功と言えると思う。この成果をどう生かすかが自分たちの課題である。
- ・資料を見ると、岐阜県は、他県と比較して、人口に対しての警察官の人数、交番数が少ない。その理由は何か。
- ・また、岐阜県では凶悪犯罪は少ないが、窃盗犯が多く、全国でも上位である。
県民と行政が協力して、良いことは上位、悪いことは下位となるよう安全・安心まちづくり条例制定の取組を進めたい。

事務局

- ・警察官の人数は、犯罪の情勢、他県との兼ね合い等により、政令定数が定められている。
平成14年まで犯罪認知件数が増加傾向にあったため、岐阜県でも、全国的にも警察官が増員され、警察官が少ないという問題は改善傾向にある。
- ・交番、警察署の数については、住民から、「常にパトロールを行って欲しい」「交番には警察官が常駐してほしい」という相反する2つの要請があり、交番にOB職員を配置するなど、住民の要望に対応するための対策をとっているところである。

委員

- ・団塊の世代の退職等により経験豊富なベテランの警察官が減っているという話を聞く。
人数も重要だが、警察官の質についても充実を図ってほしい。

会長	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県では、高速交通網の整備により、犯罪が広域化、多様化している。 そういった犯罪の質の変化に対して、警察は人数の増員だけでなく、捜査力の向上、組織の再編等により対応を行ってきたと聞いている。 そのプロセスの中での成果を紹介していただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪の多様化という点では、外国人対策が大きな問題となっており、専門部署が設置された。 他にもハイテク犯罪、通訳等の専門部署により、相互に連携を図っている。 また、近年の犯罪認知件数の増加を受け、犯罪分析も進んでおり、一般からの情報の受け入れ、一般への情報提供等の取組も行っている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・論点の中に、街路灯、防犯灯の設置についての意見があるが、費用は誰が負担するのか。 街路灯等を整備する場合、設置費及び維持費を町内会で捻出することになるが、負担が大きく難しい面がある。 ・また、庭木の剪定についても、高齢者ではあったが、在住していた者の了解のもとで自治会が行ったものの、後にその人の親族とトラブルとなる事例があった。 自治組織でどこまで行うかは難しい問題だ。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回目のワークショップでもそのような意見はあったが、結論を求める場ではないため、純粹に「論点」ということで挙げていただいた。 ・第2回目のワークショップの際には、それらの問題についてどのように解決するか、実際の取組についての意見交換等を行っていただければと思う。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に岐阜県独自の罰則を盛り込むことも考えられるが、どのように考えるか。 ・「条例の構成イメージ（案）」の「各主体の責務等」の中に、「市町村との協力」とあるが、県、県民、ボランティアにも責務や役割を課すのであれば、市町村にも責務を負わせるべきではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・先行自治体の例を見ると、罰則規定があるケースは少ない。 規定を設ける場合、犯罪の構成要件と罰則との対応を厳密に定める必要がある。また、関係機関との調整も必要である。 事務局としては、罰則規定で厳しい枠をはめるより、前向きに、安全・安心なまちをどのように作っていくか、ということの主眼として条例を作成する方針である。 今後議論を深めていきたい。 ・「市町村も責務を負うべきではないか」というご意見に対しては、市町村は県と同列の公共団体であることから、県の条例で市町村の責務まで規定するのは難しい。 現状として、県内のほとんどの市町村で生活安全に関する条例を制定

	<p>している。県としては、具体的な施策は市町村に委ね、協力・連携して防犯に取り組みたい考えである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、事業者、市町村等の責務等については議論が必要である。条例としてどのように整理するか、どのように連携していくか、ご議論をいただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村によって取組には温度差がある。県が強力に指導を行わないと施策は隅々まで行き渡らない。 現実を把握して行動しないと条例を作るだけになってしまう。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「条例の構成イメージ(案)」は先行自治体の例を参考に組み立てたものである。 内容については、今後、ワークショップ、ご意見を踏まえて検討していきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもを対策の中心に据えているのは良いが、交通事故、詐欺等の被害に遭う高齢者が多いにも関わらず、資料の中に高齢者の問題に関する記載が少ない。 高齢者対策について、もっと明文化をお願いしたい。
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例制定の論点に議論を移したい。 <p>(事務局説明)</p>
会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「各取組主体の役割と連携」についてご質問、ご意見をいただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域単位での推進体制図」の中にある「交番」だが、学校や公民館と比べると、なじみが薄いように感じられる。 現状として、どの程度の数の交番があり、どのような役割を果たしているのか。 ・ 地域安全会議(仮称)がどのようにボランティア1人1人の取組につながるのか、地域安全会議(仮称)の位置づけを教えてください。
関係課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3交代で警察官が常駐する交番と、住居一体型の駐在所があるが、県内には交番と駐在所は合わせて245あり、内99が交番、他は駐在所である。 平成19年4月現在、県内の小学校区は388と記憶しているので、かならずしも校区単位で交番や駐在所が設置されている訳ではない。 ・ 交番、駐在所の仕事は警察業務全般に渡り、地域の方と警察との接点としての役割を果たしている。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域単位での推進体制図」の「交番」は、交番、駐在所も含めて、警察署より身近で、警察官が居る場所という意味で使用している。 ・ ボランティアの方が地域で活動する上で、関係機関との関わりは既に

できつつあると思うが、地域安全会議（仮称）として新たに位置づけ、関係者が一同に会して意見交換を行う機会を設けることにより、より良い活動につながるのではないかと考えた。

- ・関係機関の連携のトライアングルが地域単位、市町村域、県域の3層構造で形成されることにより、素晴らしいネットワークができると考えている。

委員

- ・市町村によって温度差があるのではないかと、とのご意見があるかと思うが、県というより、地域ボランティアの熱意と実践で市町村を動かさなくてはならない。
枠組みを作ることにより、県としても県民との連携の上で市町村を動かしていく考えであると理解する。

委員

- ・学校、ボランティア、警察が連携するのは大変良いことである。
自分の地元には交番連絡協議会というものがあり、年に数回意見交換会を実施している。
- ・警察と各種団体との意見交換は少なく、学校と警察との連携がうまくいっていないように感じる。
- ・小さな単位（地域）で相互に情報交換を行うことにより、地域安全会議（仮称）のようなものは自然にできると考える。

事務局

- ・交番、駐在所の連絡協議会は県下全域で設置されている。
また、学校と警察との情報交換については、数年前から協定を結び、体制作りを行っている。
今後、より充実させる必要があると考えている。

事務局

- ・学校と警察の意見交換の場として、学校警察連絡協議会を設置しており、平成18年度の調査によると、県内の小中学校の90パーセント以上が連絡体制を作っているとのデータがある。
学校からの情報提供については、児童、生徒、家族のプライバシーの観点から、ボランティア団体にはある程度情報を制限することは考えられる。その場合にも、民生委員に相談するなどの対応を行っている。

委員

- ・朝、見守りを行っており、交番、学校とはよく連携している。
- ・今年、様々な世代の意見を取り入れ、盆踊り大会を実施し、成功をおさめた。

会長

- ・先進地区とそうでない地区がある。ご経験を他に伝えてもらいたい。
- ・防犯協会はどこに位置づけられるのか。

事務局

- ・市町村域の各種団体に位置づけられると考えている。

会長

- ・議論を次の項目にすすめたい。

（事務局説明）

会長	<ul style="list-style-type: none"> 防犯上の指針の策定について 実施計画について 犯罪被害者等への支援について のどこからでも結構なので、ご意見をいただきたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 行動計画において大切なことは実践活動である。実践活動を行いやすい行動計画を作成していただきたい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 実践されなければ意味がないと考えている。 県が行動計画の進捗管理を行うこととなると思うが、市町村を通じ、現在の地域団体の活動実態を把握し、進捗管理の対象を含めて、できる限り具体的な形で行動計画を定めたい。また、その根拠をしっかりと条例に盛り込みたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実状に応じてアレンジできるような行動計画を作成してもらいたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、この懇談会、あるいは資料にある推進協議会が行動計画の進捗状況をチェックする必要があると考える。 それは、市町村における進捗状況のみならず、推進体制自体がうまく機能しているか、それを評価、公表、審議、支援していくという責任を求められる。 そういう行動計画を作成し、それを条例にも謳うということである。 県としての進捗状況をチェックすることも大切だが、市町村、地域単位での行動計画への取組状況の評価についてはどのように行うのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 市町村レベルの取組を、県としてチェックするのは難しい。 市町村の取組を報告していただき、議論を行う、縦の会合の場を設けたい。県から地域に出向き、会議を行うような形も考えられる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 行政は地域の主体的な活動を支援する立場にある。 地域活動においては、地域の各種団体、ボランティア団体がイニシアチブをとるべきである。 市町村と地域団体は主従関係ではなく、地域の活動においては、地域の団体が主役となるべきと考える。
会長	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪被害者等への支援」について議論を移したい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心まちづくり条例（仮称）の中に犯罪被害者の支援についての視点を盛り込むか、別の体制を作るか、ということについてどのようにお考えになるか。 先行自治体でも状況が分かれているところである。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 事務局資料の（犯罪被害者支援については国の「犯罪被害者等基本法」に基づき方策を講じ、条例には盛り込まない）がよいと思う。

(他に同趣旨の意見1名)

- | | |
|-----|--|
| 委員 | <ul style="list-style-type: none">・私はむしろ、条例に犯罪被害者支援の視点を盛り込むことは、不可欠と考える。
外国人の犯罪被害者、ドメスティックバイオレンスの被害者、そのような方たちの救済につき、国の基本法で規定することも大切だが、実際にその方たちを、個人として、地域社会として、市町村としてどのように受け入れるか、という議論を促す上でも必要ではないか。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・犯罪被害者の方々を、地域としてどのように受け入れるか、人権保護の観点と防犯の観点で議論が分かれるところである。 |
| 関係課 | <ul style="list-style-type: none">・岐阜県は窃盗犯が多いとはいえ、いつ自分たちが凶悪犯罪に巻き込まれるか分からない状況にある。犯罪被害者対策と安全・安心なまちづくりは異質なものではなく、地域の方が犯罪被害者の気持ちを理解し、支援を行うことで、子どもたちが、犯罪がいかに悲惨なものかを理解することにつながり、ひいては防犯につながると考える。
条例の中に被害者対策を規定することで、住民の意識を高め、安全安心なまちづくりにつなげるという観点で、犯罪被害者対策を条例に盛り込んでいる先行自治体の例もある。
犯罪被害者等基本法は制定されたものの、それだけでは不十分である。身近な条例の中に犯罪被害者支援を盛り込むことにより、効果的な被害者の支援を求めるのが現場の意見である。 |
| 会長 | <ul style="list-style-type: none">・岐阜県の実状を踏まえつつ、今後も安全・安心なまちづくりのための条例に関する議論を深めてもらいたい。
また、今日の懇談会で議論が尽くせなかった部分は、別途書面で照会してほしい。 |
| 事務局 | <ul style="list-style-type: none">・本日のご意見を踏まえ、また、地域の声もいただき、次回はテーマごとに、より詳細な議論をお願いしたい。
今後、第2回目のワークショップを開催後、10月後半から11月を目処に、再度この懇談会を開催し、冬にかけて条例の案を練っていく予定である。 |